

第103回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成28年11月18日（金）13:55～15:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経済社会総合研究所総務部長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第93号の答申「作物統計調査の変更について」
- (2) 諮問第94号の答申「ガス事業生産動態統計調査の変更について」
- (3) 諮問第97号「毎月勤労統計調査の変更について」
- (4) 諮問第98号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (5) 部会に属すべき委員の指名について
- (6) 部会の審議状況について
- (7) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、5分早いですが、全員揃っておりますので、これから始めたいと思います。ただ今から第103回統計委員会を開催いたします。本日は永瀬委員が御欠席です。

それでは議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、答申が2件、諮問が2件、部会の審議状況の報告が2件あります。議事の(1)で「作物統計調査の変更について」の答申を、議事の(2)で「ガス事業生産動態統計調査の変更について」の答申を取りまとめていただく予定です。資料はそれぞれ、資料1、資料2です。次に議事の(3)で「毎月勤労統計調査の変更について」、議事の(4)で「経済産業省生産動態統計調査の変更について」の諮問がなされる予定です。資料はそれぞれ、資料3、資料4になります。次の議事の(5)では、資料5に沿って本日の諮問を審議するために必要な部会に属すべき委員の指名を行います。その後、議事の(6)で、現在部会において御審議いただいている家計調査及び就業構造基本調査に係る審議状況についての報告があります。資料はそれぞれ、資料6、資料7になります。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 それでは、最初の議事です。産業統計部会において審議されています諮問第93号「作物統計調査の変更」の答申案につきまして、産業統計部会の川崎部会長から御説明をお願いします。

○川崎委員 それでは、作物統計調査の答申案について御説明させていただきます。資料は、資料1というクリップ留めとなっているものです。この中で、答申案自体はページ数もかなりありますので、クリップ留めを外していただきまして、一番後ろにあります資料1の参考資料3の作物統計調査の答申案の概要という一覧表に沿って、ポイントをかいつまんで御説明させていただきたいと思います。作物統計調査の変更については、7月の統計委員会に諮問され、それから3回にわたり審議しております。その上で取りまとめたのがこの答申案ということです。

早速、中身について申し上げたいと思います。

項目別に、表頭の左から、項目、変更内容等、答申案の概要とありますが、この中で主な変更のところや、あるいは答申案の中で課題があるとしたところを中心に御説明させていただきたいと思います。これらにつきましては、これまでの統計委員会でも、部会の審議状況として御報告させていただいておりますが、おおむねそれと同じものとなっております。

まず、全体の調査計画の変更についてですが、これにつきましては、「適当」と整理をさせていただきました。これの内訳につきましては、個別の項目、これ以下のもので順次御説明させていただきたいと思います。

変更が内容について「適当」とする理由ということで、以下に幾つかございます。

まず、(1) 調査対象の変更については「適当」ということです。

それから、(2) 調査周期の変更につきましても「適当」と整理させていただいておりますが、これにつきましては、答申案の中で今後の課題を付しておりますので、後ほど申し上げます。具体的に申しますと、一部の品目を除きまして、従来より全国調査の実施間隔が空くということで、それに伴って推定方法についての検証・検討が必要であるという指摘をしております。

それから、(3) 番目の報告者の変更についてですが、標本経営体調査及び花き調査に関する標本設計の変更につきましては、「適当」と整理しております。

それから(4) 調査事項の変更についてです。①麦類の作付面積調査の変更につきましては「おおむね適当」と整理しております。これは、今回の中でえん麦の調査の廃止が予定されておりますが、えん麦は麦の中でも小麦に次ぐ作付面積であり、ほとんどが緑肥用、つまりそのまま肥料として使われるという中で、代替可能な行政データがないということがありますので、えん麦の緑肥用の作付面積については把握する必要があることを指摘しているためです。

それから、②飼肥料作物の作付面積調査の変更のところですが、これについては「適当」と整理しております。これにつきましても、若干意見が付いております。これは、飼料作物の作付面積全体の状況については、この調査の結果と併せて、行政データの数字を用いて把握することができるわけですが、本調査の結果だけからは全体の状況が読めない部分が出てまいります。本調査の結果を公表する際には、参考として行政データも併せて掲載するようにしていただきたいことから、このことが答申案の中で書かれております。

続きまして、裏側のページに参りますが、③茶の収穫量調査の変更につきましては、「適当」と整理しております。

それから、次に(5) その他調査票の変更等につきましては、全て「適当」と整理しております。それから、(6) の集計事項の変更についても「適当」と整理しております。

大きな2番の項目ですが、①標本経営体に係る標本設計の検討ですが、これにつきましても、「適当」と整理しております。それから、②調査に係る誤差情報の提供ですが、これについても、既に情報が提供されておりますので、「適当」と整理しております。ただ、意見といたしまして、標本設計の見直しにより、新たに目標精度、標準誤差率といった情報の提供が可能となることから、これまで以上に提供する誤差情報の充実を図ることが必要ということをご指摘しております。

それから最後に、今後の課題ということで、下の枠に別に掲載してあります。先ほど申し上げましたとおり、これまでよりも全国調査の実施間隔が空くものがあるということで、今後、主産県調査結果、主な産出県の調査の結果に基づいて推定することが増えていくということです。それに伴いまして、推定値の精度をより高める観点から、主産県調査の実施年における全国値の推定の方法について検証・検討をきちんとやっていただく必要があるということで、この点を今後の課題として挙げております。

以上が、この答申案の概要です。ということで、全体といたしましては、本調査計画の変更については、承認して差し支えないという結論とさせていただきます。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案の御説明について、御質問あるいは御意見等がありますでしょうか。

特にないようでしたら、私から1つあるのですが、今後の課題に書いてあるような検証・検討をするときに、こういう問題というのは、日本でこれまでにどのようなベストプラクティスがあったかということもさることながら、同じような問題というのは、多分他の

国でもあるだろうと思うので、そういうところの調査での状況を調べていただいて、我々も国際化というか世界化しなければいけませんから、そういった対応でベストプラクティスを続けていく、若しくは作っていくという形でお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○川崎委員 ありがとうございます。

○西村委員長 それでは、答申案についてお諮りします。「作物統計調査の変更」についての本委員会の答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、資料1によって、総務大臣に対して答申いたします。産業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

次に、同じく産業統計部会において審議されています、諮問第94号「ガス事業生産動態統計調査の変更」の答申案につきまして、産業統計部会の川崎部会長から御説明をお願いします。

○川崎委員 それでは、引き続きまして、今度は資料2に沿いまして御説明させていただきます。今度はガス事業生産動態統計調査の答申案です。これにつきましても、基本的には、後ろの一覧表を用いながら御説明をさせていただきたいと思います。

この部会は2回ほど開かれておりまして、2回目のところでは最終的には文言の微妙な調整が残りましたので、その部分は統計委員会の運営規則の、書面による議事ということで最終的な審議を取りまとめたという経緯があります。

これにつきましては、この一覧表での御報告を一度させていただきましたが、おおむねこれに沿って御説明させていただきます。

まず、全体といたしましては、この計画の変更につきましては、「適当」ということで整理しております。基本的には承認して差し支えないという結論ですが、個別に1つ1つ申し上げてまいりますと、(1)調査の目的の変更は「適当」ということです。それから(2)調査対象の範囲についても、今回ガス事業法の改正に沿いまして調査対象を変更しているということで、「適当」と整理いたしました。

それから、調査事項の変更というところが(3)にあります。これは前回の委員会でも話題になり、大変迷うところであることを御報告申し上げたところですが、このひし形のところに書いてありますように、都道府県別の結果の把握ということが問題となっております。今回の変更では、地域別のブロック別の集計結果、あるいは調査事項自体もブロック別に把握するというようになっておりましたが、これを都道府県別に把握することができないかという論点がございます。

これにつきまして、大きな考えとしましては、やはり様々な統計で地域間比較ができるようにするためにも地域のブロックをできるだけ統一する。さらに、都道府県別で把握すれば組替えも容易にできるということで、望ましいのは都道府県別に把握することであるということといろいろと検討してまいりました。しかし、今回のケースにつきましては、調査対象の事業者の方々から、かなりの報告負担があるということで、直ちには対応でき

ないとの御報告がございました。ということで、資料のひし形のところのすぐ上に書いてありますけれども、結論といたしましては、報告者負担の著しい増加への懸念から、「現時点においてはやむを得ない」と整理をさせていただきました。これについては、今後、引き続き都道府県別データの把握に向けた努力をしていただきたいということで、今後の課題に掲載しております。

それから、これ以降のところですが、基本的には「適当」と整理しております。(4) 調査事項の削除につきましては、ガスの事業の内容、あるいは消費とか供給等の調査事項を削除するものですが、これにつきましても、「適当」と整理いたしました。

それから(5)は、調査事項の変更に伴っての集計事項の変更ということで、これも「適当」ということです。

(6)公表の方法についても特段の支障のないもので、引き続き早期化に努めるということで、「適当」ということです。

それから(7)ですが、調査票情報の保存につきましては、電磁的記録の永年保存によりまして、今後、二次利用への対応も可能であるということで、「適当」であるということで整理をいたしました。

それから、裏にまいりまして、前回の課題であるガスの小売全面自由化に伴う統計の継続性ということですが、これについても確認をしまして、対応は、「適当」といたしました。

その他としてオンライン調査の推進ですが、これも引き続き努力を図るということで、利用率の向上が期待できるということで、これも「適当」と整理しております。

最後に、先ほど地域別の統計の把握ということで申し上げたところですが、今後の課題としまして、今後のガス小売事業の全面自由化を踏まえて、報告者の負担あるいは利用者のニーズも配慮して、例えば年1回、調査事項として都道府県別の供給状況などを把握すると努力していただきたいということで、それを課題として挙げております。

答申案につきましては、以上のとおりです。

それから、これに関連いたしまして、この審議を踏まえました部会長メモを出させていたいただいておりますので、こちらも御覧いただけたらと思います。これは、資料2の参考資料1ということで付けております。9ページ目です。

2点ほど挙げております。1点は、先ほど申し上げた都道府県別表章の問題です。大きな項目といたしまして、政府統計で用いる地域区分のあり方と都道府県別データの把握についてということです。これについて、1つ1つ文章を読み上げるのは省略させていただきますが、今回の部会で示されましたように、統計によって都道府県別に報告を求めるといのが、望ましいとはいいながらもできない場合もある。他方で、地域ブロック別に集約したのでは比較性の問題が生じるということで、このような事情を考慮しつつ、できるだけ比較可能性の向上に向けての都道府県別のデータが把握されるように、政府全体で検討する必要があるということ、この中で述べさせていただいております。

それから、もう1つは、未諮問基幹統計の確認があります。これは、今回審議いたしましたガス事業生産動態統計調査、あるいはこれによって作成されますガス事業生産動態

統計は、これまでの基本計画の中にありました、いわゆる未諮問基幹統計に該当しておりますので、この機会に検討を行ったということです。

検討の観点、9ページの下にありますとおり、①この統計が基幹統計としての要件に適合しているかということ。②本調査を実施する必要性があるかということの確認。それから、③として、ガス事業の充実を踏まえた本統計の改善の余地があるかという、この3つの観点からの確認です。このうち、①、②につきましては、特段問題がなかったと確認できておりますが、③につきましては、若干気づいた改善の点がありますので、これについては部会長メモで触れさせていただきたいということです。

これは、この業界に詳しい方でないと分かりにくいところもあるかと思いますが、10ページ目の上から4行目のあたりに書いてありますが、ガス事業については、ガス事業法に基づくガス事業と、液石法という略称の法律に基づくガス事業という2つのジャンルがあります。これらのうち、この統計ではガス事業法の範囲については、きちんと把握できているのですが、液石法に基づくガス販売事業につきましては、最終需要者数が、統計として必ずしも把握しきれていないというところがあります。そういう意味で、ガスの中でも重要なウェイトがそれぞれありますので、体系的な把握という観点からしますと、更に改善の余地があるのではないかということです。今回審議した調査自体はガス事業法の範囲を対象としたものですので、液石法に関することは本体の答申案の中には含めておりませんので、この点について部会長メモとして述べさせていただくことにしたという次第です。

ということで、本論に戻りますと、この統計及び統計調査の変更につきましては、「適当」である、承認して差し支えないという結論とさせていただいております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案の御説明について、御質問あるいは御意見等、ありますでしょうか。どうぞ、宮川委員。

○宮川委員 答申案については、特に私は異存ありません。最後の部会長メモで少し質問なのですが、いわゆるプロパンガス業者ですか、液石法に基づいたガス事業者の需要面からの把握がなかなか難しいということですが、これは、例えば防災とか安全面から見て、むしろ統計という問題ではなく、そういう面から見て果たしてそのままよいのだろうかという気がしています。単純な疑問ですが、本来、防災の観点からは、把握されてしかるべきではないかと思いましたが、その点はいかがでしょう。

○川崎委員 これは、実はかなり難しい問題であると思いますが、統計調査で把握する対象というよりも、むしろこの法律の中での規制業種でもありますので、その中で情報を把握されているということがあります。

ですから、これは統計調査としてやるか、あるいは行政で得られた情報をうまく活用できないかという問題でもあろうかと思えます。

○宮川委員 そうすると、行政データの活用という問題でもあるわけですかね。

○川崎委員 そうですね。その辺りも併せて全体が把握できるようにしていただきたいと

いう気持ちですので、これは、必ずしも統計調査でやった方がよいということを申しているわけではないということです。

○西村委員長 今回の点は実はすごく微妙なところで、業務統計については、行政記録情報を使って、統計はいわば付随的に作られているものなので、それに対して、全部捉えた方がよいといったことを統計委員会が言えるのかどうかという問題だろうと思います。

これは統計を超える話になりますので、横断的検討のところ、検討した方がよいのではないかと思います。

はい、どうぞ。

○川崎委員 全く委員長の御指摘のとおりですが、そういうこともあって、既存統計を含めた体系的な把握という、やや抽象的な言い方にさせていただいているのが1点。それからもう1つは、今の都市ガス事業がそうですが、やはりだんだん規制緩和が進んでいきますと、規制の中で情報が集まるということでは必ずしもなくなってくることもあるので、そういう意味で、この統計の審議の中でこのことを申し上げたという趣旨です。

○西村委員長 その場合は、逆に言えば、統計調査をした上で統計を整備する方向が望ましいということになるわけですね。だから、それを含めて少し考えなければいけないと思っています。

それから、もう1点ですが、最初の都道府県別データの話。この方向性に関しては、全く問題ないのですが、ものによっては、都道府県を後で組替えたものでは統計の精度が落ちるといふものもあるわけです。しかし、そうは言っても都道府県のレベルのものは欲しいと言われたときに、データがありますから出してよいとは思いますが、そのときには、どういう設計に基づいたデータなのかということと、留意点まで含めて、情報公開する必要があると思います。この件について、調査統計をしている場合にはその問題が生じますので、今後、実務でいろいろな情報公開を考えるときには、各府省も十分に考えていただきたいと思います。

○川崎委員 そうですね。

○西村委員長 それでは、答申案についてお諮りします。ガス事業生産動態統計調査の変更についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

それでは、資料2によって、総務大臣に対して答申します。産業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第97号「毎月勤労統計調査の変更」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、「毎月勤労統計調査」の諮問の概要について御説明をいたします。資料番号は3番になります。1枚目に資料3としておりますけれども、その諮問文にありますとおり、今般、厚生労働大臣から、毎月勤労統計調査の変更について申請がありました。そこで、その申請についての承認の適否を判断するに当たりまして、皆様の御意見を頂戴するというものです。

いつもながらですが、具体的な説明につきましては、一番下に横置ききの「諮問第97号の概要」を準備しておりますので、そちらで御説明をしたいと思います。

まず、1ページおめくりいただきまして、毎月勤労統計調査の現時点における概要をまとめております。この調査は、調査名が示しますとおり、毎月の労働者1人当たりの平均賃金、あるいは労働時間、あるいは労働者数といったものを明らかにする調査ですが、調査の目的欄にも記載しておりますとおり、大きく3つのカテゴリーに分かれます。全国調査というのが全国的な変動。地方調査というのがありますが、これは都道府県別の変動になります。また、もう1つは特別調査というもので、小さい事業所について補完をするという役割分担でこの調査は行われています。

調査の概要という欄で詳細を書いておりますけれども、このうち、全国調査と地方調査につきましては、5人以上雇用する事業者を対象に実施されています。そのうち、30人以上が第一種、5人から29人が第二種という形に区分されています。これら第一種と第二種に関しては、調査の名称どおり毎月行われています。もう1つのカテゴリーの特別調査につきましては、5人未満ということで、年1回行われているものです。

その表の右側に抽出方法というのがありますけれども、この部分で母集団情報を書いております。現在は、経済センサスの基礎調査が母集団情報になっているのですが、後ほど御説明しますとおり、これを改めることも今回の変更事項の1つになっています。

調査系統のところですが、いずれの区分につきましても、都道府県が関与する調査ということで行われていますが、第一種につきましては、郵送とオンライン。それより小さい事業所については、郵送は用いずに調査員調査という形で行われています。あとは、第二種に関してはオンラインも併用するという形です。以上が調査の概要になります。

2ページ目が、結果の主な利活用というところですが、この部分につきましては、主な利活用ということで、①と②が行政利用の例。③ですが、ここは国際的利用、あるいは民間利用の例ということで、幾つかを挙げさせていただいているところです。

それでは、1枚おめくりいただきまして、今回、具体的にどういったことを審議していただくかということになります。この調査ですが、統計委員会の前身になります統計審議会に平成4年に諮問されて以来、その後の審議会、あるいは統計委員会で諮問審議されたことがありません。ですので、今回の諮問はほぼ四半世紀ぶりということになるわけですが、このような事情もございまして、昨年度、統計法施行状況審議の一環ということで、未諮問基幹統計の審議ということがなされました。その結論を受けて、本年度前半には新旧データ接続ワーキンググループという形での議論も経ています。そして、その結果として本調査について幾つかの方向性が示されました。ですので、具体的な変更内容をお話する前に、お手元の3ページ目で、その施行状況審議の概要をかいつまんでまとめております。

そもそもこの調査につきましては、30人以上の第一種事業所について、今まで数年に一度、サンプルを一斉に入れ替えるという手法がとられていました。そして、このタイミングで発生する結果の段差というもの問題視されておりました。また、その段差が調査期間の経過によっても徐々に蓄積されるといったことについても指摘がありました。未諮問審議におきましては、そういった段差の縮小ということが論点になりましたが、結果として、資料3の上半分、大きく2点ですね、標本設計の改善と指数の接続という方向性が示され

ました。

標本設計の改善につきましては、実態を踏まえた方針ということで、第一種事業所についてローテーション・サンプリング、少しずつ入れ替える方法の導入。また、調査を実施するときの母集団として、事業所母集団DBを使うという、この2点が方向性として示されています。また、指数の接続につきましては、標本の一部入れ替え前後における指数の接続方法、つなぎ方について。また、ローテーションを入れることによって、少しずつ入れ替えるということになりますので、継続して回答が求められる事業者のデータを使った継続指数というのを作ってはどうかということで、2点が示されました。

なお、3ページ目の下半分ですが、指数の接続につきましては、今年度前半、横断的課題検討部会の下に設けられたワーキングにおきましても引き続き議論が行われ、その結果として、望ましい接続方法ということで幾つか挙げられているところです。

これらの方向性を受けまして、今回調査計画の変更等がなされ、御議論いただくことになるわけです。4ページ目以降で具体的にまとめておりますので、順にお話をいたします。

まず、大きな区分として、調査計画の変更が伴うもの。4ページです。未諮問審議で示された方向性に沿って、第一種事業所についてローテーション・サンプリングを入れるというもの。今回の変更の一番のメインになろうかと思えます。具体的なイメージにつきましては、スケジュールの線表を下に書いておりますので、そちらを御覧いただければと思います。青色の太い両矢印を付けておりますが、平成32年1月から、3つのグループに分けてローテーション・サンプリングを順次入れていく。そして、34年1月に完全移行するという予定がなされています。

そして、現在はといいますと、線表の左側になります。29年1月が近づきつつあるわけですが、現在お願いしている調査対象事業所は、このままいきますと29年1月で終了することになるわけです。仮に何もしなければ、ここで大きく変わるということですが、施行状況審議の中で、ローテーションについて導入をする。そして、その前提としての経過措置を求められています。そこで、完全移行するまでの措置として、29年1月で依頼期間が終了する事業所につきましては、1年又は2年延長させていただいて、30年1月以降、段階的に部分入れ替えを繰り返して、3グループのグループ制に集約をしていく計画とされています。これがローテーション・サンプリングの導入の今の計画です。

次に5ページ目にまいります。②から⑤まで、4点書いています。②は、施行状況審議で示されたもの、先ほども触れましたが、母集団データベースを使うものです。今は経済センサスを使っているのですが、随時更新されるものではありませんので、時間の経過とともに陳腐化するという制約がございました。ですので、母集団DBの毎年更新される年次フレームも使うという方向になっています。

③から⑤は、施行状況審議を受けたものではありませんが、今回の諮問を機に変更が予定されています。まず、③ですが、常用労働者の定義です。これにつきましては、資料にも書いておりますが、平成27年、政府内の申合せということで、労働者区分に関して整理をしましょうということでガイドラインがまとめられています。その中で常用労働者につきましては、雇用契約期間の定めがない労働者と1か月以上の契約期間の労働者をもって

常用労働者にするということが標準的な方向性として示されています。今回、これを導入するというものが③です。

それから④は、調査実務の役割分担です。現在、第一種事業所に関しては、調査員は使われていません。ですので、客体との接触は主に都道府県の職員がなされているということになるのですが、今回、この第一種事業所に関する事務のうち、督促に関して調査員を機動的に使えるようにするというのが1つの案になっています。つまり、調査員の機動運用と都道府県の職員の負担軽減という2点が目的になっています。

それから最後、⑤のところですが、これは調査票情報の保存期間の延長になります。この調査のカテゴリーのうち、全国調査と特別調査については、今、厚生労働省で保管されていますが、保存期間が規定上短くなっていますので、これを永年にするということによって、二次的な利用に支障なく対応できるようにというものです。なお、論点として書いております一番下の部分ですが、この調査のもう1つのカテゴリーであります地方調査につきましては、法定受託事務の一環ということで都道府県に保存されています。調査の目的が都道府県ごとの実態把握ということですので、その観点から考えれば目的と整合性はあるのですが、地方調査に関する調査票情報の二次的な利用を考えたときに、厚生労働省で保管されていなくてよいのかという論点もありますので、確認したいと考えます。

以上が調査計画に伴う内容です。

最後、6ページです。これは、いずれも施行状況審議で示された方向性への対応ということになりますが、賃金又は労働時間指数の取扱いです。

まず①です。標本を入れ替えたときの旧標本の結果、それから新標本の結果の接続方法。現状は、左の図にありますとおり、標本の入替え月には、新と旧、両方の結果が得られますので、旧の結果を新に重ねた上で、過去の分を段階的に遡及補正するという方法がとられています。つまり、過去の結果がこの段階で補正されるということです。

しかしながら、ローテーション・サンプリングを導入いたしますと、入れ替え時において、差異が今までのようには生じないだろうということも期待されます。また、新旧ワーキングでは望ましい方法の1つとして、新旧のケースをそのまま接続するという事も示されています。つきましては、変更の部分にありますとおり、標本入れ替え1か月前のデータと、入れ替え月のデータを、特に調整をせずそのままつなぐ、遡及改定も行わないということが計画として示されています。ちなみに、お示ししている図は、なだらかにつながる、いわば理想的な形で示しておりますが、両方に差があったとしても、それをそのままつなぐと御理解いただければと思います。なお、論点としては、ローテーション・サンプリングの完全移行まで期間がありますので、その経過期間中のつなぎ方ということも確認したいと思います。

それから最後、②です。ローテーションを入れることで、一部の事業所については継続的に回答を求めることになります。それをを用いて継続指数を作るということも、施行状況審議の対応ということで予定されています。

雑駁な説明で恐縮ですが、以上が今回の変更ということになります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は、サービス統計・企業統計部会に付託して、詳細についてはこの部会で審議いただくこととなりますが、ここで、特段の御質問、あるいは御意見がありますでしょうか。

はい、どうぞ。

○白波瀬委員 簡単な質問ですが、最後の継続指数の作成というのがこの中に入っているのですが、この作業は、全体の審議の中で行っていくという理解でよろしいでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 審議の中で確認をさせていただくという予定にしております。それで答えになっておりますでしょうか。

○西村委員長 少し論点がはっきりしないのですが。

○白波瀬委員 すみません。指数の作成ということになりますと、幾つかの試みというか、シミュレーションを経て1つの指数を決定するというかと思いますが、そういう指数を作るという作業自体を審議の中で行うというのが、私の中ですごく不自然に思いました。つまり、どういう形で接続をするか、その時の継続指数を作成するという、この前後感と、作業の中身について、これが審議という枠組みの中で進められるのかどうかというところを教えてくださいというのが簡単な質問でした。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 御質問、ありがとうございます。資料でも、今回の諮問で扱っていただく事項に区分を設けています。前段、4ページと5ページにつきましては、調査計画の変更に伴う内容ということでの審議になります。6ページ目につきましては、施行状況審議を踏まえた確認事項ということで区分をさせていただいているところです。

後段の指数につきましても、昨年度来の議論を踏まえた形での変更ということになっております。ですので、せつかくの機会という表現は少し語弊がありますがけれども、諮問する機会ということでタイミングを頂戴しておりますので、この機会に、審議いただいた内容が具体化されたものとして、確認をしていただければと考えております。

○西村委員長 論点のところは特殊な議論ですので、これは審議しなければいけないと思いますが、基本的な点はもう決まっている話だと思いますので、特段のことはないとは私は理解しております。

はい、宮川委員。

○宮川委員 6ページのところです。いわゆる変更後の接続については、非常に理想的な形のところを記載されているように思うのですが、標本の入替えによって少しでも、例えば断層が生じた場合ということも考えておいた方がよいのではないかという気がするのですが、その点は議論しなくてよいのでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、まず私から。その点につきましては、先ほども触れましたが、極めて理想的な、なだらかな接続になっています。ですので、段差が生じた場合に、どういった対応をとるか、どういった説明をするのかといった厚生労働省の対応につきましては、部会の中で確認をしていきたいと考えております。

○西村委員長 これは、少なくともワーキンググループで方針が示されているわけですか

ら、それに従ってということになります。それを実際に動かすときに追加的な問題が出てくるかもしれませんが、それについては確認をするということだと解釈しています。基本的な方針そのものはもう決まっている話だと私は考えております。

特にございませんようですので、本件につきましては、今の御意見も踏まえまして、サービス統計・企業統計部会で御審議いただきまして、その結果については本委員会に御報告いただくという形にしたいと思います。西郷部会長、よろしく願いいたします。

次に、諮問第98号「経済産業省生産動態統計調査の変更」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、資料4に基づきまして御説明させていただきます。資料4の1枚目にありますように、今般、経済産業省生産動態統計調査につきまして、経済産業大臣から総務大臣に対して変更の申請があり、その承認の適否を判断するに当たりまして、統計法の規定に基づき、本委員会の意見を求めさせていただきますものです。

では、調査の概要や今回の変更内容につきまして、資料末尾に参考として添付しております、諮問の概要を基に説明させていただきます。お手元に「諮問第98号の概要」がございましたら、それをお開きください。

では、表紙をおめくりいただき、まず調査の概要です。この調査は、もともと鉱工業生産の動態を明らかにし、関連する施策の基礎資料を得ることを目的に、約1,600の品目につきまして、約1万7,000事業所を対象といたしまして、月報と呼ばれている109種類の調査票によりまして、毎月製品ごとの出荷量でありますとか在庫量等を把握、集計いたしまして、翌月末までに公表しているものです。

また、次の調査系統・方法にありますように、この調査は、品目によって3つの系統で調査を実施しておりますが、中には1つの月報で複数の系統により調査を実施しているケースもあります。今回変更の対象になっているのは、この調査系統・方法の見直しです。本調査の利活用状況につきましては、次の3ページにありますように、本来の利用目的に加え、鉱工業生産指数IIPをはじめまして、QE、GDP速報等の加工統計の作成や、景気判断の基礎資料としまして、官民を問わず、幅広く活用されているところです。

では、次のページで変更事項に入らせていただきます。先ほど御説明したように、これまで3つの系統によって調査を実施しておりました。具体的には、①の経済産業省が直接報告者に郵送なりオンラインで調査をしている部分。また、その中間に経済産業局、ブロック機関であるいわゆる地方支分部局を挟んで報告者に対応している部分。3番目が、都道府県を挟んで報告者に対応している部分という3つの系統があります。このうち、黄色で塗っております部分、都道府県の経由が含まれない部分、合わせて4割ぐらいになるのですが、この4割の月報につきまして、平成29年9月調査分から、調査票の配布から集計に至る一連の業務に民間事業者のリソースを活用することにより、経済産業省職員の業務を軽減し、そのリソースを調査の企画・分析業務等に投入いたしまして、この調査が求められている生産動向をよりの確に把握するというところに努めたいとする計画です。

また、次のページにありますように、この民間事業者の活用に関連いたしまして、2点

の変更が計画されております。まず1点目ですが、今回、調査系統の変更を計画しています47月報分の調査につきましては、平成27年度以降、実質的には郵送又はオンライン調査となっており、また、今後も統計調査員を活用する見込みがないことから、調査計画上規定されている調査員調査に関する規定を削除する計画です。2点目は、民間事業者の活用を契機といたしまして、報告者の負担軽減等にも配慮いたしまして、提出先、提出期日、提出部数をそれぞれ変更する計画です。

最後に、現時点において想定される主な論点を6ページにまとめております。今回の変更は、限られた統計リソースを有効に活用する観点から、民間事業者のノウハウ・リソースを効果的かつ適正に活用することが重要としている現行の基本計画の方針に沿ったものと言える一方で、基本計画では統計の品質の維持、報告者の秘密保護、信頼性の確保等に留意することも指摘されているところです。

また、本調査は冒頭にも御紹介しましたように、官民を問わず、幅広く利活用されている重要な統計調査でもありますので、今回の変更の妥当性や効果、影響等について、慎重に御審議いただきたいと考えているところです。具体的には、まず今回民間事業者を活用する範囲や開始時期の理由、妥当性等を確認していただいた上で、委託業務とそれ以外の業務の調整でありますとか、民間事業者の活用・効果の点につきましては、既に先行的に民間事業者を活用している調査の検証結果等を基に、効果や支障等を具体的に御確認いただきたいと考えているところです。

さらに、民間事業者の適切な活用という観点から定められております、統計調査における民間事業者の活用に関するガイドラインに沿った対応が担保されているか、そして、利活用上の支障、影響等が生じるおそれはないかなどにつきましても、御確認、御審議をお願いしたいと考えております。

私からの説明は以上です。よろしく審議のほどお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は産業統計部会に付託して、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見はありますでしょうか。

私は読んでいて少し気になったので、ついこちらを読み飛ばしてしまったのですが、この中に書いてある変更理由の中で、民間事業者のノウハウやリソースを活用するとともに――ここはよろしいのですが、経済産業省の業務を統計の企画・設計・分析に重点化することで、持続的に質の高い統計の作成を可能にするためということがあるのですが、これについてもフォローアップをお願いしたいと、私としては思います。

基本的に、民間委託が先にありきという形になるのは非常に危険だと思っていますので、やっぱりあるべき姿というのは一体何なのか、ノウハウをきちんと残すことができるのか、それでもって、その上で企画、立案、本当にこの企画がきちんとされているのか、立案されているのかということまで含めて、やはり体制をきちんと見ていかなきゃいけないだろうと思っています。いかがでしょうか。

では、本件については、今の私の意見も踏まえまして、産業統計部会で御審議いただいて、その結果について本委員会に御報告いただきたいと思います。川崎部会長、よろしく

お願いします。

なお、今回諮問された案件のうち、毎月勤労統計調査の諮問では、昨年度の未諮問基幹統計の確認審議で取りまとめた提言への対応状況を確認するという観点から、当時毎月勤労統計に係る審議の担当主査だった北村委員、また、今年度前半で新旧データ接続検討ワーキンググループの審議で取りまとめた提言の対応状況を確認する観点から、同ワーキンググループに参加していただきました中村委員にも、部会審議に御参加いただきたいと思っております。

このため、統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に所属する委員は委員長が指名するとされておりますので、資料5のとおり指名させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移ります。部会の審議状況についてですが、人口・社会統計部会に付託されています家計調査の変更の審議状況について、白波瀬部会長から御説明をお願いいたします。

○白波瀬委員 では、よろしくをお願いいたします。家計調査に関する部会での審議状況について報告させていただきます。資料6を御覧ください。

家計調査に関する部会審議は、予備日を含めまして計5回を予定しております。これまで10月17日に第1回、11月7日に第2回の部会を開催いたしました。第1回部会の議事概要につきましては、本日の委員会資料の参考5として添付させていただいております。必要でありましたら、適宜御参照ください。

部会の審議状況の御報告に当たりまして、まず、今回の案件に関する本部会の審議方針を説明させていただきます。昨年度統計委員会が行いました、統計法施行状況審議におきまして、家計調査及び家計消費全般について、様々な視点からの方向性が指摘されましたが、これらは家計調査のみならず、家計消費全般に関する今後の改善方針をある程度網羅した、いわばベンチマークになるものと考えられます。

そのため本部会におきましても、これらの指摘事項につきまして網羅的かつ積極的に確認、議論をしていくこととし、第1回の部会では、示された方向性のうち調査計画の変更として、具体的に改善内容が示された調査票の変更を中心に審議をいたしました。そして第2回の部会では、それ以外の方向性について、現時点における調査実施者の対応状況や対応方針について、より大きな視点から網羅的に確認をいたしました。今後、第3回、第4回部会では、残された変更事項や、これまでの審議で確認が必要とされた事項について審議する予定です。

それでは、部会での審議状況について御報告いたしますけれども、時間が限られておりますので、特に議論になりました点を中心に報告させていただきます。

第1回の部会では、資料6の一番上に記載されております1、(1)のア、家計簿の様式変更について審議をいたしました。今回示された変更計画の方向性については、特段の異論はありませんでしたけれども、変更の効果を確認するため、試験調査の結果や類似調査である全国消費実態調査の記入実績等を用いた、より詳細なエビデンスの確認、調査員が調査対象世帯から質問を受けることが多いと指摘されました項目等についての情報を提

示してほしいという意見がございました。このため、これらの情報を第3回の部会において調査実施者から示していただいた上で、最終的な判断を行うこととしております。

この他、今回の変更点の適否とは別に、家計簿を正確に記載してもらうためには、調査員の力量、熟練度に大きく左右されるところが大きいけれども、将来的には、このような調査員の確保は恐らく困難になっていくのではないかという意見が出ました。そういう裁量性とか環境に大きく左右されることなく、機械的に一定の水準に達する家計簿が作成できるような方法の検討が必要ではないかという意見が出ました。

また、家計調査におきまして、電子マネーによる支払等の正確性を求めるのは記入負担が大きくなり、限界があるのではないか。これは、家計調査のやり方の問題という意味ではなく、家計調査におけるデータ把握の限界、この調査内での限界と認識し、別のデータの活用を検討していく必要もあるのではないかといった指摘もございました。

続いて第2回では、資料6の3番目のところになりますけれども、昨年度の統計法施行状況審議で示されました様々な方向性について、現時点における調査実施者の対応状況とか対応方針を確認するとともに、その一環として、総務大臣主催で行われております「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」の状況についても説明をいただきました。第2回部会におきまして、大臣主催の研究会の第1回で配布された全体像を示す資料を添付しておりますので、今回も参考として添付させていただいております。

なお、研究会は既に3回行われておりまして、第2回及び第3回は有識者からの報告が中心に行われた模様です。審議の結果、全ての事項について、その方向性に沿った対応が求められていることを確認いたしましたけれども、一部、事実関係等の確認が必要な事項について、次回以降の部会で調査実施者から追加で説明を求めることとされました。

また、部会におきまして、今回の家計調査の変更については、ミクロの家計消費の構造の適切な把握に資することが期待される一方で、家計調査を景気指標として用いることに限界、あるいは問題があることにつきましては、昨年委員会でも指摘されたとおりです。今回の改善によっても、その基本的な見方、位置付けについては変わらないものと考えております。したがって、今回の調査計画の変更につきましても、家計のミクロな消費構造の把握に力点を置かせていただきまして、持続可能な調査のあり方を検討することに焦点を当てていくべきと考えており、以上のような貴重な御指摘も既にあったところです。

部会の審議状況は以上です。

最後に、今回の部会の開催予定です。今後、第3回の部会は11月22日、第4回は12月5日にそれぞれ開催予定ですけれども、審議の状況によっては12月19日の予備日も開催いたしまして、最終的には、1月27日に開催されます統計委員会において答申案を御報告させていただきたい予定としております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について、御質問等はありませんでしょうか。

どうぞ、清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。ただ今、家計調査につきまして、本当に

丁寧な御審議をしていらっしゃるということがよく分かりました。

そこで、先ほど御報告の中でも電子マネーの取扱いについては被調査者の負担等もあって、なかなか困難ではないかという御意見もあったと議論された経過をお聞きしました。しかしながら、最近の皆様の消費行動を見ておきますと、通信販売で日用品などを購入される例も増えておりますし、子育て世帯においては、例えばミルクであるとかおむつであるとかも、商店に買いに行くのではなくて、子育て、共働きが大変なので、通信販売で買って、そしてクレジットカードで払って決済ということがかなり増えているようです。

なかなか調査として難しいという御議論があったとは思いますが、この変更内容のところにあります、「口座自動振替による支払い」、「クレジット払い」、あるいは「口座への入金」、更には「電子マネー」等々の取扱いについては、家計の動きの中でお金の変化といえますか、そうしたものがやはり把握できることも有効かと思えます。大変困難であることもよく分かるのですが、何がしか方法を考案していくことで現状把握が求められているのではないかと感じましたので、今後の御審議の中で、既に御検討はいただいているようですが、更に詰めていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○白波瀬委員 大変貴重な御意見、ありがとうございます。若干報告に誤解を招くような言いぶりだったのかとただ今反省しておりますけれども、電子マネーというところで支払い等の正確性をどれぐらい期することができるのかということの限界性というのは議論されたわけですが、決して調査の対象から外しているものではなく、それらも含め、家計の実態を正確に把握するとスタンスに変化はございません。今、委員がおっしゃったように、オンラインの購入とか通販というのは実際行われていることですので、この点につきましては、3回目以降、議論をする予定です。

よろしく願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。よろしく願いします。

○西村委員長 他にいかがでしょうか。

特にないようでしたら、いろいろ 이슈がたくさんありますので、まだ取りかかったというか、取りかかり始めたという感じですので、今後も引き続いて十分な御審議をお願いします。

次に、同じく人口・社会統計部会に付託されています就業構造基本調査の変更の審議状況につきまして、白波瀬部会長から御報告をお願いいたします。

○白波瀬委員 よろしく願いいたします。

人口・社会統計部会におきまして、就業構造基本調査の審議状況について報告させていただきます。第1回の部会審議が10月20日に行われましたので、その概要について、主な点を、資料7に沿いまして説明させていただきたいと思えます。第1回部会の議事概要は、参考6として配布しております。資料7の1枚目は審議事項とか審議内容などについて、一覧表の形で簡潔に整理したものですけれども、その後ろに、別紙で審議の内容を詳しく述べさせていただいております。

まず、1の(1)、現在の雇用形態についている理由の新設ですけれども、3ページの

別紙1を御覧ください。調査実施者の変更案は、パート・アルバイト等の非正規雇用で働く者に対し、現在の雇用形態を選択した理由を把握する調査事項を追加するというものでした。これにつきまして、前回の統計委員会で、非正規雇用の雇用形態を選ぶ理由の1つに税制の問題等があるのではないかと考えられるため、その点を選択肢に追加することを検討していただきたいという御意見をいただきました。

この御意見を踏まえまして、調査実施者から、所得を一定範囲に抑えるための就業時間の調整の有無を把握する調査軸を追加するという案が部会に提出されまして、これについて、基本的に了解いたしましたけれども、部会審議では、時間だけでなく日数単位での就業調整もあることから、調査票の設問文の再検討をお願いするというか、この議論を進めるという状況です。

次に、③育児・介護の実施頻度の追加ですが、4ページの別紙2の中ほどです。委員等の主な意見というのを御覧ください。2点あります。1点目は、育児の実施頻度について、調査実施者の案では、日数単位での把握としておりましたが、調査結果の利活用等の観点から、時間単位での把握を検討すべきではないかという意見もありました。また、2点目は、育児の対象を未就学児に限定しているのが適当なのかということもありました。これらについては、調査実施者に課題等を整理していただきまして、第2回部会で再審議することとしております。

続いて、④の育児休業・介護休業等の制度の利用状況に係る選択肢の追加ですが、5ページの別紙3の中ほどを御覧ください。残業の免除、制限を選択肢として追加することはよいけれども、介護については前回調査の結果で、その他の出現率が5割以上、正確には52%と高く、どのようなものかという質問が出たことから、その他の内容に含まれているであろうと考えられる状況、制度について、調査実施者に整理していただきまして、第2回部会で再度審議することとしております。

1ページの一覧表に戻りまして、(3)調査方法の変更につきましては、オンライン調査の対象の拡大につき、「適当」と判断しましたけれども、前回調査のオンライン回答者の属性、あるいはその回答状況についても確認することとしております。その他の項目につきましては、「適当」と部会では判断しております。

(4)の集計事項や、前回答申における今後の課題への対応状況等につきましては、第2回部会で審議を行います。

最後に、今後の部会の開催予定ですが、11月29日に第2回の部会を開催し、引き続き審議することとされた事項及び、残りの審議事項を議論、審議した上、12月12日に開催予定の第3回部会において、答申案について審議することを予定しております。その審議結果を踏まえまして、取りまとめました答申案について、12月に開催予定の統計委員会においてお諮りすることを目指しております。

就業構造基本調査の変更についての部会審議の概要は、以上のとおりです。

○西村委員長 ありがとうございます。この件について、特段の御意見はありますでしょうか。

はい、どうぞ。

○西郷委員 あまりにも細かいことなのかもしれませんが、介護に関してですが、就業構造基本調査でも調べていますけれども、社会生活基本調査でも介護については調べていたように思います。その辺の役割分担がどうなっているのかということが部会で議論になったかどうかというのを伺いたいです。

○白波瀬委員 それは、育児・介護の内容をどういう形、どういう指標で図っていくのかという段階で、既に議論は出ております。

ただ、就業構造基本調査については、最初の目的に戻るという意味で、あくまでも就業との関係で様々な日常生活の状況を把握していく、あるいはワークライフを明らかにしていくということですので、一方で、社会生活基本調査は、生活時間というか、かなり詳細な、24時間で積み上げて把握する調査であり、類似の調査に配慮しながら議論は進めております。

○西村委員長 今の点も重要な点で、1つの問題にいろいろなところからスポットライトをあてているわけです。そのスポットライトのあて方に関して、全体としてどういうふうな統一的な見方をするかということを考えなければいけないわけですが、問題がどんどん発展していきますので、それに合わせてどうしても追いかけていくという形になりますので、そうするとパッチワークになりがちであることは確かだとは思いますが、折に触れて、一応そういうことを、クロスレファレンスをするような形で、例えば何か審議の報告書なりのときにでも、そういうところを付け加えるなり何なりするという形で進めて、かつ、それを一般的にきちんと公表していくという形にすれば、全体としての見通しがよくなるのではないかと思います。それも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

特にございませんでしょうか。

それでは、引き続き、人口・社会統計部会において御審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、その他ですが、参考7にありますように、11月14日に統計法第26条に基づき国民経済計算の作成方法の変更について内閣総理大臣から総務大臣に通知がありましたので、総務省政策統括官室から説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、お手元の参考7、ダブルクリップ留めの少し分厚い資料ですが、それを御覧ください。

1 ページ目の下の注意書きにもありますように、統計法第26条では、統計調査以外の方法により作成される基幹統計につきまして、作成方法を策定、変更する場合、あらかじめ総務大臣に通知すること、また、通知された作成方法に対し、総務大臣が意見を述べる場合、統計委員会に諮問するという仕組みとなっております。

このような仕組みの中で、今般、この参考7にありますように、国民経済計算につきまして、作成方法の変更通知がございました。後ほど、内閣府からも御説明を願ひしておりますが、今回通知された作成方法は、以前に統計委員会で答申をいただいた上で策定されました作成基準を具体化、詳細化するものとなっております、総務省といたしましては、現時点において特段の意見を述べることは想定しておりません。しかしながら、今申し上げました作成基準に関する答申とも密接に関連します、つきましては、通知があった旨の情

報提供をさせていただくとともに、その概要につきまして、作成者である内閣府から説明していただきたいと思っております。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 内閣府です。国民経済計算の作成に当たりましては、今、お話がありましたが、統計法第6条第1項及び第26条第1項に基づきまして、国民経済計算の作成基準及び国民経済計算の作成方法を策定、公表しているところですが、12月8日に予定しております平成23年基準改定に際しまして、これらについて変更が必要となります。

別添の資料3にあります。作成基準につきましては、統計法第6条第2項に基づきまして統計委員会において御審議いただいたところで、昨年3月に答申をいただいたところです。同条第3項に基づきまして、本日中に公示を行う予定です。

また、別添2にあります。作成方法についてです。統計法第26条第1項に基づきまして、11月14日に内閣総理大臣から総務大臣に対しまして通知を行ったところです。本日は、参考7の別添1に沿いまして、作成方法の変更の概要について御説明申し上げたいと思っております。

2ページにわたりまして整理をしております。まず1ページ目ですが、作成基準の変更に係る変更ということです。2ページ目ですが、それ以外の個別の事案に対する精緻化とか、あるいは推計方法の変更というものを整理しております。

1ページ目を御覧いただきたいと思っております。まず、研究・開発（R&D）の資本としての記録という項目です。2008SNAに合わせまして、企業等によります研究・開発（R&D）の算出額を研究・開発活動に要した費用の合計により推計いたしまして、R&Dへの支出を総固定資本形成に計上するとともに、その蓄積を固定資産（知的財産生産物）として計上するものです。当該項目については、科学技術研究統計等を基に研究・開発活動に要した費用の合計により推計するということが本文の中に書かせていただいております。具体的にはここにページの記載がありますので、御参照いただければと思います。また、四半期推計においては、年次推計値をベースといたしまして、各種企業調査における研究開発費計画等を用いて、年度分を推計いたしまして、四半期別法人企業統計の資本金10億円以上の企業の販売費及び一般管理費のパターンを用いまして四半期分割を行うことなどを記載しているところです。

2つ目でございます。防衛装備品の資本としての記録の点です。こちらにつきましては、2008SNAに合わせまして、これまで中央政府の中間消費として計上されていた防衛装備品への支出を、今回、総資本形成、具体的には総固定資本形成と在庫変動になりますが、それに計上するとともに、その蓄積を固定資産や在庫、ストックとして計上するものです。当該項目につきましては、国の決算書、防衛省の財務諸表、それから経済産業省生産動態統計等を用いて推計することなどを記載しているところです。

3つ目でございます。雇用者ストックオプションの雇用者報酬、金融資産としての記録につきましては、2008SNAに合わせまして、これまで計上してまいりませんでした雇用者ストックオプションについて、その価値を計測するとともに、雇用者報酬、金融資産として計上するものです。当該項目につきましては、法人企業統計の新株予約権残高等を基

に権利の付与・行使の標準的なパターンによりまして、仮定を設定し、新株購入権の新規付与額を推計することなどを記載するものです。

4つ目でございます。企業年金の年金受給権に係る記録の改善についてです。2008 S N Aに合わせまして、確定給付型の企業年金等につきまして、発生ベースにより計測いたしました年金受給権を金融資産・負債に計上するとともに、雇主の社会負担、雇用者報酬ですが、そうしたものについても発生ベースにより推計・計上するものです。当該項目につきましては、発生主義により受給権を記録する確定給付型の企業年金及び退職一時金につきまして、企業の財務諸表等の情報から推計されます勤務費用の相当分などを基に、雇主の社会負担を推計し、雇主の現実社会負担を控除いたしまして、雇主の帰属社会負担を推計するということを記載しております。

恐れ入りますが、次のページをお開きいただきたいと思います。2ページ目です。その他の変更の1つ目でございます。一般政府と公的企業との間の例外的支払いの記録の精緻化です。いわば、プライマリーバランス関係の記録についてです。こちらの記録の精緻化につきまして、2008 S N Aに合わせまして、公的企業から一般政府への例外的支払いにつきまして、蓄積された準備金や資産の売却等によってなされます場合は、資本移転ではなく、一般政府による持分の引き出しとして計上するものです。当該項目につきましては、その前提となる持分の記録方法に関し、一部の公的企業、例えば国の特別会計の決算書や特別会計の財務書類から資産及び負債を把握しまして、そして資産から負債を控除した純資産分を一般政府の公的企業に対する持分として計上することなどを記載しております。

2つ目でございます。保証（定型保証）の扱いの精緻化についてです。こちらも2008 S N Aに合わせまして、定型保証について非生命保険と同様に、受け取りの手数料と債務の肩がわりの差額を産出として計上するとともに、定型保証支払引当金を金融資産・負債に計上するものです。当該項目につきましては、各定型保証機関の決算書より定型保証の算出額を推計することなどを記載しているところです。

3点目の所有権移転費用の扱いの精緻化です。こちらにつきましても、2008 S N Aに合わせまして、これまで中間消費として計上していた住宅関連の不動産仲介手数料につきまして、総固定資本形成に計上するものです。当該項目につきましては、住宅投資の推計におきまして、建築物着工統計等を用いて推計いたしました全住宅投資額に、コモディティ・フローにより推計いたしました住宅関連の不動産仲介手数料を加算することなどを記載しているところです。

4点目でございます。建設部門の産出額の推計方法の見直しについてです。これまで、建設活動に要しました、例えば投入された資材、あるいは人件費、こうしたインプットの動きで推計していた建設部門の産出額につきまして、工事出来高ベースの基礎統計の動きを活用して推計するものです。当該項目につきましては、建設総合統計や建設工事施工統計等を基に、出来高ベースの建設の産出額を推計することを記載しているところです。

5つ目でございます。供給・使用表の枠組みの活用。いわゆる Supply and Use Tables というものです。その枠組みを活用して、支出側から推計されます財貨・サービス別の中間消費と、それから生産側から推計されます財貨・サービス別の中間投入を突合、調整し、

推計制度の向上を図るものです。当該項目につきましては、新たに章を追加いたしまして、コモディティ・フロー等により推計された財貨・サービス別の中間消費と付加価値法等により推計された財貨・サービス別の中間投入を、従来の確報の翌年に行います第三次年次推計におきまして、この供給・使用表の枠組みを利用して突合を調整する手法を記載しているところです。

以上が、11月14日に内閣総理大臣から総務大臣に通知いたしました作成方法の変更の概要です。

なお、内閣府といたしましては、統計法に基づき作成する作成基準及び作成方法に加えまして、推計手法解説書及び平成23年基準改定を反映しました7－9月期2次QE速報や平成27年度年報に書かれます、利用上の注意というのがあります。こちらを公表するなど、情報提供を拡大いたしまして、利用者の利便性の向上に努めてまいりたいと思っております。特に利用者からの御要望が多いQEに係ります詳細な推計手法解説書につきましては、7－9月期2次QEの公表に先立つ今月25日、来週ですが、25日に公表する予定です。

以上でこちらの説明は終わります。

○西村委員長 ありがとうございます。これはせつかくの機会ですので、これまで国民経済計算の改正について、統計委員会が指摘した事項への取組状況、さらに最近の統計改善をめぐる動きの中で、経済財政諮問会議等が指摘している事項について、情報共有のために事務局から説明をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 それでは、資料ですが、席上配布資料を見ていただきたいと思います。国民経済計算に関する統計委員会、その他の研究会等の指摘事項についてというものです。全部で7ページあるものです。

最初に、統計委員会からのGDP統計に係る主な指摘事項とその対応状況です。これは、基本計画に載せてあるものと、あとは答申のときの今後の課題になっております。その要約したものが1ページ目に載っておりますけれども、基本計画のうち、基準改定時の対応を予定するものにつきましては、先ほど内閣府から御報告がありましたように、研究開発資本化等の2008SNAへの対応、供給・使用表の枠組みの活用などがなされており、それが基準改定の際に実現されたということになっております。

基本計画には、その後、基本計画のうち、基準改定後の対応を予定するものもあります。それは、平成27年産業連関表との整合性や、生産・分配面の四半期速報の開発検討等になります。

その他の詳しい内容につきましては、2ページ以降に載っております。これは、今年の6月30日に出されました、平成27年度統計法施行状況報告からの抜粋になっております。分かりやすいように、重要なところは赤字や下線が引いてありますが、内容は同じものになっております。

それでは、御覧いただいて、飛んで5ページ目になりますが、5ページ目の(2)は、前回の答申、平成27年3月23日の答申時に今後の課題として書かれたものです。これは私立学校について非市場生産者から市場生産者に分類を変更する案について審議が分かれたので、今後、再度検討することとなっております。

次に、6ページ以降を御覧ください。これは、最近、統計改善に関する研究会等で行われたGDP統計等に係る指摘事項についてまとめて情報を共有するというものになります。3つの大きな会議がありまして、まず1つ目が経済財政諮問会議関係で、7ページ目に(2)でEBPMのニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会、3番目に新経済指標検討プロジェクトチームとあります。

まず6ページ目の最初ですが、経済財政諮問会議関係ですと、第17回経済財政諮問会議ではGDP統計を軸とした経済統計の改善に向けてということで、有識者議員から提出の資料がありました。詳しくはそれを御覧ください。

それと並行しまして、(イ)ですが、「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」。伊藤元重先生が座長をやっておられる研究会ですが、これがありまして、第1回の平成28年9月28日にGDP統計の改善についての話がありました。第3回については、SNAにおけるサービス分野の動向の反映についての議論がありました。

続きまして7ページ目ですが、7ページ目は同じ平成28年11月10日の会ですが、資料7、新たなデータの活用について～行政記録情報等の活用～ということで、税務情報活用に向けた検討課題が載せられております。

次に(2)「EBPMのニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会」。これは、三輪内閣府大臣補佐官が座長を務められているものです。これにつきましては、国民経済計算の手法の公表を一層充実させるべきとか、デフレーター作成手法の情報開示を拡充すべきということが意見として出されております。

最後になりますが、新経済指標検討プロジェクトチーム。これは、座長が林芳正参議院議員となっております。これは、新経済指標を検討するという事で、「経済成長」と「人のゆたかさ／ゆたかな社会」の両輪をともに高い水準で実現するようなことが役割となっていますので、それを反映できるような指標を作ることを目指しているというものです。

私からは以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の説明について何かコメントがありますでしょうか。

はい、どうぞ、中村委員。

○中村委員 それでは、二、三コメントをさせていただきたいと思います。

今回の作成方法の変更は、2008SNAの対応が最大の課題であったわけでありましてけれども、これをこなしの上で、最後の項目として紹介されております、供給・使用表の枠組みによる計数調整の導入ということを決めたことは非常に重要であると考えております。これまで、日本のSNAでは、支出アプローチと生産アプローチの推計を行いまして、不突合を生産側に入れることで終わってしまう、いわば一面推計であったわけでありまして、基準改定後は、第三次の年次推計の段階ではありますけれども、今までなかった、基本的に不突合をなくすという調整が行われることになり、精度が格段に向上することになると考えられます。これで、他の先進国並みになるということであろうと思います。

なお、この供給・使用表による調整では、家計統計を利用する部分がありまして、この

点に関しまして、総務省を中心とする家計統計の改善の努力に期待したいと考えます。

また、この調整作業は、ミクロとは言わないまでも、かなり細かいレベルで行われますので、ビッグデータが利用できる可能性があると考えます。研究する価値があると思っております。

それから、作成方法にはありませんけれども、参考系列としての生産分配Q Eの公表を予定されておまして、さらに、地域ブロック別の四半期生産G D Pの公表も予定されています。景気動向把握等のための四半期の情報が格段に充実するということもありまして、若干数値が異なって混乱が出る可能性もあると思っておりますけれども、これらの利活用の定着のために、ユーザーも含めて議論を行っていくことが必要だと思っております。

この作成方法の後、早くとも2023年までは、国際基準としてのS N Aの改定はないと思われましても、日本にとりましては、その間の最大の課題としまして、ほとんど日本だけが取り残されている基本価格表示の実現ということがあると思っております。低い単一の消費税率の時代であればともかく、やがては複数税率となるということであるとすると、基本価格表示は一層重要な課題となります。このために、2015年産業連関表の基本価格表を作成することが第一の、かつ、最低の条件になると思っておりますが、一時点の表示だけで、時系列比較ができなければ誠に意味がありませんので、遡及系列作成のため、消費税を含む間接税情報の整備、それから、基本価格表示をするための方法論の研究など、これを前広に進めていく必要があると思われまします。

言うまでもないことでありますけれども、以上につきましては、非常に大きなリソースを必要といたします。特に方法論の研究でリソースの充実を図ることが必要ではないかと考えますので、統計委員会として強く後押しをすることを期待したいと思っております。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。今回の作成方法の変更は、国際基準である2008 S N Aの対応を網羅的に検討した結果でもありますし、国民経済計算の改善に向けた大きな一歩であると、統計委員会としても高く評価したいと考えています。今、中村委員から詳細な説明がございましたように、非常に高く評価したいと思っております。少し時間がかかりましたけれども、非常に良い結果になったと思っております。

国民経済計算の改善につきましては、ただ今中村委員からのコメントにもありましたが、その他にも幾つかのコメントをいただきましたほか、事務局から説明があったように、現在、統計の改善について検討が行われている様々な研究会の重要な論点に挙げられています。統計委員会としても、最も重要な統計の1つとして、これまで国民経済計算の作成基準の諮問の審議、基本計画のフォローアップ審議、さらには統計調査の諮問審議においても、国民経済計算の改善を意識した審議というのをしてきたつもりです。

そして、統計委員会の国民経済計算の改善に向けた意識ということを表明する趣旨で、この機会に統計委員会の委員長談話を公表したいと思っております。具体的な文案については、委員長の私に御一任いただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、そういう形でやらせていただきたいと思います。

本日用意いたしました議題は以上です。

最後に、次回の委員会の日程等について、事務局から連絡をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、12月16日金曜日の午前に開催する予定です。具体的な時間、場所も含め、詳細につきましては別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第103回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。